

第2回 特定業者との随意契約に関する調査特別委員会	
開催日時	令和7年6月24日(火) 午前10時00分
出席議員	委員長：武道 修司 副委員長：宗 裕 委員：工藤 久司 委員：田原 宗憲 委員：池亀 豊 委員：吉元 健人
事務局職員	局長：桑野 智 係長：瀬戸 美里

午前10時00分開会

○委員長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。定刻よりもちょっと1分ほど早いんですが、それでは第2回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を開催したいと思います。

まず最初に、委員長挨拶ということで、まず最初に私の方から説明というか、第1回と第2回のこの特別委員会の、ちょっと考え方を整理させていただきたいなというふうに思います。

先日、議会最終日に議決をしました特別委員会なんですが、その後6名で話し合いをし、委員長と副委員長の互選をしたと。それが、あくまでも委員会の開催の中で互選という形になりますんで、その部分から、その日の終わるといふか、次回の協議までを第1回というふうに御理解ください。今日が第2回ということで整理をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。よろしいでしょうかね。（「問題ないと思います」と呼ぶ者あり）はい、ありがとうございます。

という形で、第1回目と第2回目という形で進めていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、早速協議事項に入っていきたいと思います。

まず最初に、委員会の運営に関する事前確認事項についてということで、今から調査とか承認喚問等を行っていく前に、申合せ事項をしっかりと確認をした上でやっていきたいなというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

私の方からずっと説明をしていきますので、何かありましたら御意見を頂ければというふうに思います。

まず、今後のスケジュールについてということで、まだ調査の内容とか、どういうふうなものになるのかというのは全然見えない状態です。ただ、先日吉元委員から見せていただいた資料の量とか、あと各課にまたがっているその状況を考えると、ちょっと並大抵のことじゃないかなというふうに判断をしています。

それで、調査スケジュールとすれば、基本週1回または2回という形で進めていかないと間に合わないかなと。あくまでもこれ基本なんで、来週1週間はちょっと開けるよというふうなことはあるかと思います。

例えば、月曜日にその会議をして、今週金曜日をそのままやろうというふうなこともあるかと思いますが、基本は週1回または2回のペースでいかないと間に合わないのかなというふうに思っていますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、調査期限の目標は、9月議会をめどにできればなというふうに思っています。そこで報告ができればというふうに思っていますが、かなりの量なんでちょっと厳しいかなというふうに思っています。

あくまでも目標は9月議会という状況で、終了していない場合は、9月議会で中間報告をし、

最終的には12月議会で終了をしたいというふうには思っています。最終報告を12月議会で報告ができればというふうに思っていますので、皆さんの御意見を頂ければというふうに思います。

まず、最初の今後のスケジュールについて、皆さんの御意見をお願いいたします。何か。

(「そこまでですよ、そこまで」と呼ぶ者あり) まずは、スケジュールのところだけ。よろしいですか。工藤委員。マイク取ってきてください。議事録がある。

○委員(5番 工藤 久司君) 週一、二回というのは、内容によって大分タイトになると思うんですね。この次、第3回目の招集の日付と日にちを今日決めないかんと思うんですね。

それと、その内容について、第3回目の内容についてで、この週何回とかスケジュールが決まってくると思うので、週1回、2回になると相当協議事項がタイト過ぎて、我々がそれを見るのが非常に厳しいのかなというところもあるので、基本週1ぐらいか、時にはさっき委員長が言ったように、少し延ばすということもあると思うんで、週1回ぐらいが非常に適当ではないかなという気はします。

それと、終了なんですけど、通常いろんなところの百条委員会のスケジュールを見ますと、大体「終了するまで」という文言が結構多いんですね。うちは取りあえず12月が最終的な終了ということなんですけど、それは目標としてしてもいいとは思いますが、9月というのは本当に中間報告ができるかできないかというような日程にしなければならないと思いますんで、12月を目標に、最終的には「終わり次第」という文言にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長(武道 修司君) ありがとうございます。そうです。基本的には特別委員会の設置が終了するまでということになっていますので、終了するまでになります。ただ、この会として目標を定めないと、だらだらというわけにもいかないし、なるべく早く終わらせたいという思いは、当然皆さんにも負担はかかってくるんで、という思いでこのように書かせてもらっています。

実質的には、もう9月というのはほぼ無理かなというふうに思っていますが、それぐらいの意気込みでちょっとやらないといけないのかなという思いで書いています。

それと、週1または2回というのは、例えば月曜日に協議をして、その週に例えば証人喚問が入っていたとかいう、例えば重なるような、例えば前日に打ち合わせをして次の日が証人喚問という、証人喚問は5日以上前に通知をしておかないといけないとかありますんで、そういうふうな場合が週1、週2というふうなことになる可能性もちょっと出てきますんで、一応こういうような書き方をしています。

ただ、今さっき工藤委員から言われたように、無理なスケジュールでやるというのは本当に無理なんで、ちょっと状況を見ながら、皆さんと協議しながらやっていくという形になるかなと。

ただ、これぐらいのちょっと覚悟というか、この委員会をつくった以上はということころは、皆さんに認識は持っていただいとったほうがいいのかなということで、厳しい書き方ですけど、こ

のような書き方をさせていただきました。

ということで、どっちにしても皆さんと協議しながら進めていくということで御理解ください。よろしいでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 私からも一言申し上げます。

まず、スケジュールのその12月の終了という文言ですが、これは本日の決定事項ではなくて、今の話の流れを見ると、あくまで目標とするという意味合いということが確認できましたから、それが確認できれば、委員会は議決により調査が終了するまでですから、終了の判断は我々がするんでしょうから、これは目標という意味合いが確認できれば、私は文言はこのままでいいと思います。

○委員長（武道 修司君） 調査期限の目標という項目の。

○副委員長（宗 裕君） ああ、最初に目標って書いているからね。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） だから、12月に終了って決定には読めないですよ。

○委員長（武道 修司君） そう、あくまで。そう。

○副委員長（宗 裕君） 目標の確保ですからね。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） 目標の中。はい、目標なんで。

○副委員長（宗 裕君） 目標を見落としていました。

○委員長（武道 修司君） はい、すいません。ということで。

○副委員長（宗 裕君） それと、委員長もう一点いいですか。

○委員長（武道 修司君） はい、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 調査の日程のスケジュール、週1回とか2回とか、次いつするかという具体的な話ですけど、今工藤委員もおっしゃったんですけど、次の回で何をするかという具体的なことが決まらんと、やっぱり決めようがないと思うんですよ。

○委員長（武道 修司君） うん、そうですね。

○副委員長（宗 裕君） それで、私も今日これを拝見して、調査の方針とか調査の方法についてはちょっと意見があるんで、最後にまた次回どうしましょうかということで協議でいいんじゃないかと思います。

ちょっと私も調査方法について意見があるんで、それスケジュールにも関わるんで、調査方法のところで意見を言ってから改めて言いますが、武道委員長がおっしゃるとおり、意気込みとしてはこれぐらいの意気込みでやらなきゃいけないというのは十分理解できますから、後は現実に即して決めていけばと思います。

○委員長（武道 修司君） はい、ということでよろしいでしょうかね。はい。なら、スケジュー

ルについては、そのような形で御理解ください。

2番目、調査について。会場のレイアウト及び証人、参考人の控室についてということで、レイアウトについては、今この形で向こうに証人、証人喚問をしたときですね、向こうに証人を呼ぶ形がいいのか、それともこちらに6人が並んで、こちらに証人を呼ぶのがいいのかとか、いろいろあると思うんですけど、皆さん何かこういうような並び方がいいねというのが、何かアイデアがあれば言ってください。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） すいません、具体的なアイデアはないです。ただ、これを見て思ったのは、3番目の項目にビデオ撮影というのが入っているので、ビデオ撮影が委員長のお考えがあつてここに出ていて、委員長のお考えの説明があると思うんですけど、ビデオ撮影をどういう角度で、どういう絵を撮るかということとレイアウトは密接に関わるので、私はまずビデオ撮影がいつ、どういう意図で何を撮るのかというのを先に聞きたいなと思います。

○委員長（武道 修司君） なら、先にちょっと行きましょうか。その委員会の公開・非公開にも関わってくるんですけど、基本的によその百条委員会は、基本的に非公開が多いです。

後々その証言のちゃんと確認したい、認識したいというところでビデオ撮影は必要なのかなということとか、あとマスコミ対応で証人の冒頭の部分とか、よくこの前兵庫県の齋藤知事の関係とかで、最初の冒頭のところとかですね、場合によっては副知事の中の発言とか、マスコミ対応で出していたりこうしたりするんで、ここがマスコミ対応する必要があるのかなのかって分かりませんが、後から何もなかったというと、ちょっとお粗末だと言われると批判があると怖いかなと。

それを使うか使わないかは別として、議事録の一つとしてビデオ撮影をしていたほうがいいのかないところですか。

当然、その議事録は作りますんで、この録音はしっかりと残して、なおかつぎじろくセンターのほうにその議事録の作成まで行います。ということで、ビデオ撮影の議事録の会議録の記録というのは、そういう考え方です。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 議事録の作成についてですが、議事録は今の委員長の説明だと、我々が通常参加している本会議と委員会がありますよね。両方議事録があるわけですけど、どちらかということと本会議の作り方に近いイメージなんでしょうか。

○委員長（武道 修司君） そうですね。ただ、ここは追跡的な議会じゃないんで、向こうから全体をずっと垂れ流しという言い方は悪いね。ずっと撮るしかないと思います、本ビデオね。

今、議場の後ろのほうで、いざというときのために予備で録音していますけどね、ああいうような格好で撮るしかないのかなというふうに思っています。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 局長に質問させてもらいます。

実は、私委員会の議事録を一度も見たことないのよ。委員会も議事録が作成されているのはもちろん当然なことですけど、ただ本会議をいろんな面で優先するのは私も当然だと思っているから、委員会の議事録は、多分本会議の議事録よりも少し遅れて出来上がっているんだろうし、本会議の議事録に関してはホームページにも公開されているし、私も議事録署名人になったことがあるんで分かるんだけど、ほとんど言い間違いとか不規則発言の一部も含めて、かなり忠実に言葉をそのまま文字に起こしているじゃないですか。

委員会の議事録は、その辺はどうなんですか。つまり議事録の作り方は、議員必携を見ると、本会議のような作り方だけではなくて、要点のみを書く議事録の作り方もあるわけで、教えてください。

○委員長（武道 修司君） 桑野事務局長。

○事務局長（桑野 智君） 各委員会の議事録の作成については、概要のみをまとめさせてもらっています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） やはり委員会は、本会議の議事録に比べると簡易なものになっているということで、それ私悪くはないんです。予算とか人員とか必要性でやむを得んだろうと思うんですけど、そうすると、この百条委員会の議事録はどちらになるのかというのは、最初に確認しておきたいなと思っているんですけど、委員長いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 基本的には、一言一句確実に把握しないとイケないという部分もありますんで、ぎじろくセンターのほうでしっかりとした議事録を作成するというにしないといけないかなと。

後からも出てきますけど、この偽証罪の関係とか何とか出てきたときに、言葉を言った、言わないとか、こちらが勝手に言った言葉を変えて作るとかいうと、後でちょっといろんな問題が出てきますんで、そこら辺はしっかりとした議事録は作る必要があるかなと。

なおかつ、あくまでも議事録、言葉だけなんで、ビデオ撮影もしておくほうが無難かなというところですよ。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。委員長の方針には私は大賛成でございます。ただ、念のため確認したいんですが、ということは、これは委員会ですから、細かいことは多分うちの議会規則の委員会規則に準じて行うんでしょうけど、委員会規則にどんな議事録を作るまでは書かれていないから、議事録に関しては本会議と同じようなやり方をするということですよ。

そうすると、一つはぎじろくセンターにお願いするには予算がかかると思うんですけど、その

辺の予算は局長大丈夫ですか。

○委員長（武道 修司君） 桑野事務局長。

○事務局長（桑野 智君） その辺の予算も確保していきたいと思っております。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） 今のところ大丈夫だったよね、予算。なかったら大事だから。

○事務局長（桑野 智君） そうですね、初めのうちはちょっと流用で対応させていただきまして、その後予算を今後計算しながら補正予算ということも考えられるかと思います。

以上です。

○副委員長（宗 裕君） 取りあえず予算があるということで安心しました。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね、はい。

先ほどの流れでいくと、そのレイアウト、証人の控室については、証人の控室は基本的に応接室になるかなというふうに思っています。レイアウトについては、先ほど言われたようにビデオの関係とか、相手にこっちが6人並んで1人やったら、あまりにも威圧をかけ過ぎるのかとか、いろんな問題もちょっと出てきますんで、あれだったら取りあえず委員長、副委員長で、それと事務局で協議をして、次回こんな感じでということでもたイメージを皆さんにお話ししたほうがいいかなと思いますんで、こちらのほうで話を進めていくということでもよろしいでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） 了解です。つくってください。

○委員長（武道 修司君） 副委員長も一緒よ。

○副委員長（宗 裕君） あ、分かりました。

○委員長（武道 修司君） はい。で、公開・非公開については、よそのものを参考にしながら公開・非公開はしていかないといけないのかなというふうに思うんですけど、個人情報の問題がかなり多いんで、なかなかこれ傍聴しにくいというところが、どこもやらない一つの要因だろうと思います。

場合によっては、今日はもう公開でもいいよというものがあれば、その都度協議をしながらやっていったほうがいいのかというふうに思いますんで、基本は非公開だけど、今回はいいよというもし状況があれば、協議をしていくということでもよろしいでしょうか。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今委員長が言うその個人的な情報というのは、この百条委員会で私あるのかなと思っています。

というのが、やはり今回のこの議題に上がっている特定業者の随意契約というのは、あくまでもうちの随意契約に関して、一定の業者が少し多いのではないとか、金額にどうだということが非常に問題だったと思うので、そのあたりのやり取り、実際に選定の方法とか随意契約の方法というのを、しっかりとこの委員会でやっていくというのが、私個人的には考えなんですけど、そ

うなると基本は公開で、時にそういういろんな、ちょっと難しい前回、次回、そういう問題があるのであれば、非公開というような形のほうが、特別委員会並びに議会は基本公開が前提ですので、そのあたりは逆のほうが私は個人的にはいいのかなと思っております。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 僕は知識がないので、ChatGPTで聞いてきました。百条委員会は原則として公開が望ましいが、必要に応じて非公開をする秘密会等が選べるので、基本は公開にしている、先ほど委員長が言われた個人情報等触れる部分、プライバシーの部分に触れる内容の場合も、秘密会等の扱いで非公開にするというほうが、表向きには望ましいのかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） なら、その都度協議しましょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） まず最初に、今の工藤さん、吉元さんの意見について同じような意見を私は言いたいんですけど、その前に確認したいことがございます。非公開のルールです。

会議規則を読むと、原則うちの議会基本条例に全ての会議は公開と書かれていますから、私は原則公開だと思います。

ただし、原則公開は何も考えずに全て公開するという事じゃないですから、じゃあ公開しない場合のルールはどうなっているかという、たしかうろ覚えなんですけど、議決により秘密会にできるということになっていますから、何となく非公開にするのは私まずいと思っていて、やっぱりこれから議論すること、あるいはこれからの証人喚問は、こういう理由で秘密会にする必要があるというのを、我々がこの委員会できちんと議決をとって行うべきだと思っているんです。

何となく非公開にしてしまうと、何か疑念を生むと思うんで、やっぱりこの委員会はほかの委員会や本会議以上に、その辺はきちんとやりたいと思ってるので、局長、ちょっと私ルールもろ覚えなんですけど、私のうろ覚えのルールが正しければ、この件はこういう理由で非公開にしたいと思いますけど、いかがですかと委員長が決を取って、過半数の決が取れば、以降は非公開にしますっていう、その辺はきちんと議事録に残してやりたいのよね。いい加減に非公開にするわけではないと。

ちょっとその辺は、後ほど事務局のほうから説明していただければと思います。

引き続き、公開・非公開の私の意見を言います。

さっきも言ったとおり、非公開にするためには、具体的に非公開にする理由をここで述べて、その上で公開・非公開の判断をするべきだと思ってるんですけど、そもそも工藤委員がおっしゃったことに近い意見なんですけど、今回の案件でそもそも非公開になるような項目がどこにあ

るんだろうと。

兵庫のやつだと、職員のプライベートな、本来公開されるべきではないようなことが話題になっていますから、プライバシーとか個人情報で分かるんですけど、今回は主に契約案件ですから、契約案件、吉元委員が情報公開請求したのも、さっきも私ちょっと一晩一部借りて見たんですけど、そもそも公開情報で、公開された情報のどこがおかしいんだってやるんだから、今のところよほどとんでもないことが出てくれば別なんだけど、今私の想定範囲内では、非公開にしなきゃいけないようなことが出てくる可能性を想定できないんですよ。

私の今のイメージだと、非公開は個人情報に関わるもの、後は業務上の秘密に関わるもの、その2つはあり得るんだけど、今回は既に決定した業者選定と契約だから、決定してしまえば個人情報も秘密もないだろうと思うんですけど、ちょっと皆さんのイメージとして、どんな秘密にしなきゃいけないような項目が出てくるのかっていう、何か具体的なイメージのある方がいれば、ちょっと教えてもらいたいんだけど。

○委員長（武道 修司君） いや、私も全然イメージないですよ。ただ、全国のいろんな百条委員会を見ると、非公開が多いというところで、ちょっとそういうような話をしただけで。

○副委員長（宗 裕君） 話がくどかったですけど、具体的に非公開にしなきゃいけないような理由が出てくれば、私も非公開にすべきだと。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 今の宗委員が言ったとおりで、今までやってきたことがどうなのかっていうことを、この調査委員会ですることですので、それを非公開にするというのは、あんまりどうなのかな、何か秘密にすることがあるのかなという、逆に住民の方からもそういう目で見られるというのはいかがなものかなと思いますし、この百条委員会で項目が、新聞にはあまり今回報道されませんでしたけど、やっぱり何人かの方からは電話があったりして、何のことをするだとかいうような問合せもありますし、その中で、「これって傍聴できるのかね」ということでしたので、基本はうちの委員会全部、特別委員会も全て公開が原則ですからということをお答えしています。

ですから、時には今皆さんが言われるようなことっていうのは起こるんでしょうけど、基本は原則公開ということで、内容によっては非公開ということの定義でいいんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） はい、分かりました。なら。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、ごめんなさい。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今の工藤委員の発言を聞いていて思いついたんです。私は今非公開

にするような理由は思いつかないんですけど、例えば証人喚問をした場合は、証人の方にはあるかもしれない。

○委員長（武道 修司君） あ、そう。

○副委員長（宗 裕君） 証人喚問を受けて答えることは、こういう理由で非公開が望ましいとか、非公開にしてくれとか、証人のほうから要望があるかもしれないなど今思ったんです。

ですから、今日の次第の後ろのほうに証人喚問のやり方とか、ルールとか文書とか、多分委員長とどういう書類で執行部側に要求するのかというのは、委員長と局長で打ち合わせてくれていると思うんですけど、その証人喚問の依頼書かな、通知書かな、その中に非公開を望むのであれば、委員会で協議するから具体的な理由もつけて申し出てくれみたいなのは、入れてあげておくほうが親切かなと。

公開・非公開は執行部側や証人がするのではなくて、そういう申出を受けて我々が判断するというのが一番親切かなと思いつきました。

○委員長（武道 修司君） はい。ということで、その都度の対応で行きたいと思います。原則が公開で協議をしながら進めていくと。で、報道関係者の対応は正副委員長が対応するということがよろしいでしょうか。しないと、（発言する者あり）そうそう。そうしないと、マスコミに話したのが各委員でばらばらで話ししたら、委員の意見で何か百条委員会の意見がばらばらやったらちょっとまたおかしくなるんで。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、取材は公開部分は自由に取材してもらおうということですか。

○委員長（武道 修司君） そうです。非公開の部分に関しても、話ができる部分は取材があれば隠す必要はないんで。はい。

今日の関係で、毎日新聞のほうから傍聴ができますかということとちょっと今日連絡があったんですけど、ちょっと今日は正式な委員会ではあるけど、あくまでも今後についての打ち合わせなんで、できれば傍聴は今回は遠慮していただきたいということで、今日は避けてもらいました。（発言する者あり）はい、ということです。

それと、会議録の関係はいいですね。

調査の進め方ということで、会議の最後に次回の協議内容、調査内容、または証人喚問の協議をし、決定をするというふうな形で、その都度の会議の後、最初からずっとスケジュールを決めていくというのは無理なんで、例えば今日なら今日の会議が終わった最後の項目の裏にも入れていますけど、そういうような形で進めていくということできたいと思いますけど、よろしいでしょうか。先ほど言いよった内容です。

なら、調査についてよろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） いや、ちょっとここで委員長。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） この（２）調査については、ほぼ委員の意見は一致点が見出されたと思うんで、それを前提に最後に申し上げたいことがあります。

原則公開ということに一致したと思うんですけど、それだけでは私不足していると思っていて、最低議会のホームページ、議長とも相談しないといけないんですけど、最低議会のホームページに次の委員会のスケジュールとかを告知して、なおかつ秘密会になればその部分は別ですけど、最低冒頭部分だとか公開部分は公開ですって言って、傍聴が可能だっていうことをやはり告知しないと、こっそりやっているようなイメージになっちゃうので、その辺は議会のホームページに何を載せるかは我々だけでは決められませんから、この百条委員会でこういう要望、こういう意見が出たっていうことで、後は議長の許可があれば載せられると思うんで、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） ちょっとこれ事務局と協議しながら、今宗委員の意見を参考にちょっと事務局と協議をして、どういう形で住民に対して委員会の開催を周知するかというのは、ちょっと協議をさせてください。次回また報告をするということでよろしいですか。

○副委員長（宗 裕君） できることとできないことがあるけど、委員長の今の言葉は一応前向きに検討すると。

○委員長（武道 修司君） はい、そうです。

○副委員長（宗 裕君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○委員長（武道 修司君） 工藤委員。

○委員（５番 工藤 久司君） 特別委員会ですから、基本は百条委員会ですけど特別委員会ですので、特別委員会の局長、例えば防災無線での告知ってあるのかな。普通の常任委員会はありませんよね。

○委員長（武道 修司君） 定例会のあれだったら。

○委員（５番 工藤 久司君） 定例会の中での。今までその中でも、例えば広報とか。

○委員長（武道 修司君） ない。

○委員（５番 工藤 久司君） ない。

○委員長（武道 修司君） ない、したことない。

○委員（５番 工藤 久司君） じゃあ、そこら辺はできるのであれば、別にその確認を委員長とまた議長と確認をして、さっき宗委員が言ったように、原則公開ということで、やっぱり皆さんの意見が一致していますので、そこを周知するという形でお願いしたいと思います。

○委員長（武道 修司君） 例えば、何月何日何時からありますよという無線放送、防災無線じゃ

なくて、特別委員会が開催されています。スケジュール、日程等についてはホームページを御覧くださいとかいうような言い方もありますので、ちょっとそういうようなところで防災無線も使えるのかどうなのか、基本防災無線なんで、そこら辺のところの制約も含めて、ちょっと協議をして、次回報告できるようにしたいと思います。局長、いいですかね。

○事務局長（桑野 智君） はい。

○委員長（武道 修司君） はい。池亀委員。マイクすいません。

○委員（14番 池亀 豊君） 今の進行にちょっと関係ないあれですけど、この調査特別委員会に、議長はどういうふうになるのかちょっと教えてほしいなど。

○委員長（武道 修司君） 基本的には議長は、よそを見ると、この調査特別委員会には議長は入らないようになっています。ただ、その外部に対しての証人喚問とか資料要求とかいうのは、あくまでも議会として行いますんで、証人喚問の通知とか、そういうものは議長名でやります。資料請求についても、執行部に対しては議長名で行います。

ただ、その調査の内容というか、調査機関の中には、全体的によそも議長は入っていないケースが多いかなというふうに思っています。全部が全部調べたわけじゃないんですけどね。ただ、その時と場合によってオブザーバーで入っていただくということもあるのかもしれませんが、ちょっとそこら辺は全体的なというか、日本全国のいろんな百条委員会の流れもちょっと見てちょっとしないと、私も入っていいのか、入らないほうがいいのかというちょっとよく分からない部分もあるので、ちょっとそこは調べてみたいと思います。

ただ、基本的にはよその部分を見ると、議長は入っていないケースがほとんどでした。ただ、さっき言ったように資料請求とか、そういうものに関しては議長名で行うということになります。よろしいですかね。

○委員（14番 池亀 豊君） はい。

○委員長（武道 修司君） 次、証人についてということで、証人尋問における証言の際のメモ、資料等の取扱いについてということで、これ、よその部分を参考にさせていただきました。証人のメモ、資料等の持ち込みについては原則許可しないということになっています。

これは、裁判とかそういうところでもそういうふうになっているようです。そういうことです。ただ、原則許可しないということなんで、どうしてもその資料がないとしゃべれませんか、その説明ができませんというものが、本人がどうしてもということであれば、その内容を協議してこの委員会で許可をするかどうかを決定したいというふうに思います。よろしいですかね。はい。

次に、証人喚問の流れについて。証人喚問の協議をします。誰を呼ぶかということですね。証人と尋問事項、内容を決定します。委員長が議長に申出をし、議長が証人の出頭請求書を送付しますという流れです。よろしいですかね。

証人尋問についてということで、まず宣誓を本人にさせていただきます。委員長が人定尋問、生年月日とか住所とか名前を確認して、本人に間違いがないかどうかというのを確認します。その後、委員長が尋問します。基本的にさきの証人と尋問事項の決定のところのこの大まかなとか、基本的になる部分を私が行うような形になるかと思います。

その後、委員のほうから尋問を行うというふうになっています。ここ言葉で証人喚問という言葉と、証人尋問という2つの言葉を使っています。ちょっと今ネットでいろいろと調べたんですけど、一般的に行政用語が証人喚問です。裁判所で使うのが証人尋問です。ただ、その証人喚問の中で尋問を行うとき、喚問を行うときは尋問という言葉を使ったりしているんで、ちょっとこの証人喚問と尋問のところの言葉の使い回しは、もう一回事務局のほうでよく調べていただいて、やろうかなというふうに思っています。

とにかく、いろんなものを見ても喚問と尋問が入り乱れている。ただ、基本的な考え方は、証人喚問は国会百条委員会で使う言葉が証人喚問。で、裁判所で使う言葉が証人尋問というふうになっているということで御理解ください。

ということで、言葉の整理はちょっと事務局のほうでしていただくという形でいきたいと思えます。

それと、ついでに証言の拒否権についてということで、民事訴訟法第191条、196条、197条に民事訴訟法で証言の拒否権というのがあります。ただあまり拒否ができるものが少ないかなというふうにちょっと思っていますんで、何でもかんでも拒否できますよという話、この中の条文はそういうふうにはなっていませんので、後日また、今日ちょっと用意しておけばよかったんですけど、191条、196条、197条については、次回局長のほうから、事務局のほうから用意をしていただいて、見ていただければというふうに思います。

証人について何か、全体を通じて何かございますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） まずは委員長と事務局にお礼を申し上げます。この辺、こういう段取りをつくるだけでも大変だったんだろうと。

それで、まず私がお尋ねしたいのは、私はもう議員必携ぐらいの知識しかなくて、この辺の証人を呼ぶ流れだとか、呼んだ後にどうするかとかいうことは、議員必携に具体的なことは書いていないんですよね。

あとこれ根拠法は地方自治法100条の第1項に基づいてやっているだけで、法律にもこういう具体的な流れは書いていないんですよね。ですから、これは多分どこかの例を参考にしてこういうふうになっているんでしょうけど、そもそもこれでなければいけないというルールはないと思ってるんですよ。法律にはざっくりとしか書いていないから。

そうは言っても、一定のルールと流れをつくらないと駄目だから、今回うちはこれでいくよっ

ていうんで特に異論はないんですけど、1つだけこの流れで私が分からないのは、証人喚問の流れで、証人喚問の協議の次、証人と尋問事項の決定っていうのがあるじゃないですか。つまり誰を呼ぶかっていうのは決定しなきゃいけないのは当たり前で分かるんですよ。その尋問事項の決定っていうのがね、これだけ読むとまるで一般質問の通告書のような、これを聞くからってみたいな通告をするんだろうなというイメージで。

そりゃ、これが聞きたいから来てくださって呼ばないと、向こうも何で呼ばれたのか分からない。あるいは、我々が議決で付託された調査範囲から逸脱するようなことを、そもそも逸脱するようなことを聞く権限はないと思うんで、議決で調査するっていう議決で付託を受けた内容に関連することを当然聞かなきゃいけないと思っているんだけど、議会の一般質問の通告制のように通告を厳格に扱くと、それは通告を受けていないから答えられませんみたいなことになりかねないと思うんで、この辺の取扱いを、我々であくまでこれは聞くから必ず答えられるように準備してきてくださいねって意味で通告するんでは、もちろん大賛成なんですけど、あくまで我々がこの間の議決で付託内容を受けたことに関連するんであれば、その他で何でも聞いていいのかどうかっていうのだけは確認したいと思います。

○委員長（武道 修司君） 基本的にこの証人の決定はもちろんのことですが、何を聞くかということを決めないと、その人を呼ぶだけのところしか協議してなかったら、何を聞くかというのができないんですよ。あくまでも基本的にどういうことを聞くかということは、ここで協議をしておかないといけないかなど。

ただ、相手に通知をするか、通達をするかというのは、ちょっと様式がどういうふうになっているか分からないんで、そこはある程度の簡単なことは、ちょっと通達させないといけないのかなというふうに思いますけど、細かい一般質問の要旨みたいな格好までする必要はないと思います。

あくまでもここでどういう形でやっていくよという中で、先ほど言ったように委員長が最初に尋問するという、その百条委員会は大体そういうふうになっているみたいなんで、基本的な部分を私のほうでというところを協議していけばいいのかなというふうには思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） いや、もう委員長がおっしゃっていることもよく分かるし、異論はないんだけど、私がここで確認したいのは、委員会のその他のように、来てくれた人にあくまで調査に関連のあることであれば、自由にその他で聞いていいというふうなやり方の確認ができればと思っているんですよ。

ただ、時間も有限だし、あらかじめこれ聞くからみたいなことを聞いていなければ、いや、……。

○委員長（武道 修司君） 用意していないとね。

○副委員長（宗 裕君） 資料がないとか、記憶にありませんとか言われてもやむを得んとは思いますが、質問自体が駄目っていうことではないんですよね。

○委員長（武道 修司君） はい。多分よそを細かくちょっと確認していないんで分からないんですけど、証人尋問についてということで宣誓をして、人定尋問を行った後に私がして、それから委員の尋問になりますんで、委員の皆さんがそれに関連したところをされる方もおられれば、されない方もおられるかもしれませんが、でいいんじゃないかなというふうに思います。はい。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。特に異論はないようですから、具体的にどのような文書でこれを聞くからというのを相手に通知するかどうか、ちょっとまだ……。

○委員長（武道 修司君） 分からない。

○副委員長（宗 裕君） 分からないということでしょうけど、仮に通知するとしても、あくまで付託を受けた調査内容の範囲内だったら、委員長の質問が終わった後で委員が何でも聞いていいということですよ。

○委員長（武道 修司君） 基本そうしないと調査にならないですよ。

○副委員長（宗 裕君） それが確認できれば、私は問題ないです。一応書いてないことは確認して議事録に残しておかないと、後で違っていると言われても困るので、皆さん意見変わらないようなんです安心しました。

○委員長（武道 修司君） ただ、ルールを外れるようなちょっと質問になりかけたら、私のほうで止めます。よろしいですかね。はい、工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 具体的には、やっぱり内容をきちっと証人する方に伝えにやいかんと思うんですよ、こういう御質問をするよと。そうせんと、やはり向こうも証人に来られた方も答えようがないと思うんですね。

その中で、委員長最初に尋問をする。その中で後委員がそれに関してですけど、やっぱり外れると、課長が来るのか誰が来るのか分かりませんが、ただ言っただけで、いや、それ最初に内容にありませんからという話になると、やはりそこは委員会としてどうなのかと思いますので、具体的にやっぱりある程度の項目というのは相手に伝えて、それを多少は外れる場合もあるだろうけどという形でしないと、我々一方的で、「いや、そんなの分かりません、分かりません」では意味がないんで、そこも踏まえた内容の通告というか、相手方に尋問項目として、していきたいと私は思っています。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 工藤委員のおっしゃるとおりだと思います。私は気をつけます。

○委員長（武道 修司君） それと、あと例えば担当の職員が証人に来ていただいて、質問したときに、例えば起案をしていますよねというふうにしたときに、本人が資料がなかったら記憶にご

ざいませんという話になるんで、そのときはこちらにある資料を向こうに渡して、このように起案していますよねということで確認をしながら、その本人の考え、本人がつくって起案をしたのか、それとも上司から言われたのか、それとも外部、違う人から言われたのかというところの確認は、そういうような形で行くしかないのかなというふうに思います。

じゃけ、基本的には持ち込まないということにしていますので、あとこちらからの資料を見せながらやるというふうな調査方法になるのかなというように感じがしています。はい、よろしいでしょうか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 話がちょっと行き来するか分からないんやけど、その例えば証人呼ぶじゃないですか。さっきの非公開とか公開とかいうところの関係で、自分たちは調査する、捜査する、調査するのほうですか。

○委員長（武道 修司君） 調査です。捜査じゃない。

○委員（4番 田原 宗憲君） よね。警察の場合は捜査するじゃないですか。そのときに、証人の方の口裏合わせというんかね、公開したらこういうふうに、例えばこう述べたとか、そういうこともちょっと、例えばAさんがこう述べたから、Bさんは次こういうふうに来るから、こういうふうに答えたから、流れをずっとつくるんじゃないかなというのは、ちょっと一つ心配な点があるのと、証人を呼ぶときに圧力のかからないようにしてやらにやいけないんじゃないかなというのがありますし、今ここでしゃべっていることが、廊下で例えば耳当てて聞こうと思えば、それは別にそういうことも可能な場合もあると思うのでね、だからこの通路を例えば封鎖するとかいうこともちょっと考えた中で、いろいろどっちがいいか。

だから、公開したときに調査というか、同じ流れでずっと自分たちが調査に困るんじゃないかなということもあるので、それだけちょっと、どこで言おうかなとはずっと思っていたんですけど、一応言っておきます。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 今の田原委員の意見に関して、いや、おっしゃるとおりで、証人によっては秘密会にして無用な圧力がかからないようにしてあげたほうがしゃべりやすい証人もいらっしゃるかもしれないというのは、私もそれは一理あると思います。

ただ、原則公開にしないと、我々が証人とつるんで何か秘密にやっているという疑念も生じてしまいますから、田原委員のおっしゃっていることも一理あると思っているので、そういう必要性がある場合はここで十分な議論をして、必要性があれば秘密会も賛成することはやぶさかではございません。ただそういう配慮も必要というのは、私も同じ気持ちです。ただ、原則はやっぱり公開だろうなと思っています。

○委員長（武道 修司君） 例えばの話ですけど、一般職の若い職員が来たといったときにどうい

う対応と、例えば課長職、管理職の対応と町長、副町長の対応と、そこはある程度ライン的などころは決めていかないといけない部分が出てくるのかなという感じはちょっとしています。

それはもう協議しながら、これから先のところでどういうふうにしていくかというのをしないと、このときは呼んで、このときは呼ばないよという我々が公平性がないような流れになってしまうと、公平性がないと言っているのが、議会のほうが公平性がないじゃないかみたいな話になるとおかしくなるので、そこは整理しながらちょっと皆さんと協議して進めていかないといけないのかなというふうに思っています。ということでよろしいでしょうかね。

次に、資料等についてということで、資料請求についてということで、基本的に委員会で協議し決定をしていきます。ただし、委員長が必要と認めた場合、例えば早急にこの資料が欲しいんだよねという形で、例えば池亀委員なり吉元委員から声があったといったときに、私が必要というふうに認めた場合は、もう委員会に諮らず請求手続を行うようにし、次回の委員会でこのような資料の請求をしましたということで報告をするという形でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 調査方法について述べたいと言っていたのはこの部分です。法的根拠に基づかない資料要求に関しては、この運用で私も何ら異論はございません。それで、今日議決書の原本は持ってきていないので、うろ覚えでしゃべるんですけど、議決書には地方自治法第100条に基づく調査権と、地方自治法第98条第1項に基づく調査権の2つが我々に委任されているわけです。

ですから、我々の調査の根拠は地方自治法の第98条の第1項と第100条にあるわけで、しかもその議員認識しか私知識ないですけど、その2つの調査権限というのは議員個人、例えば委員長という議員個人に与えられているものではなくて、議会に与えられているものですから、議会の議決をもって我々がそれを付託を受けているわけで、次に、付託を受けたのはどこで決まるかということ、いよいよ意見が割れた場合はここで決を取って、多数決で決めるしかないと思っています。

ですから、ここに書いている資料要求はあくまで法的根拠に基づくんじゃなくて、まあ、悪いけどこれ出してよと任意の捜査協力みたいな話で、ここの第3番の証人というのは100条に基づく証人の調査の権限を書いているので、訴訟法とかいろいろ書いてあるのは、3番目に関しては法律に基づく強力な調査権で、偽証したら刑事罰だよというそれが書いてあるわけです。

第4条は、私はここに書いてあることは法的権限には基づかない、あくまで任意の協力と思っているんですよ。では98条の第1項は何が書いてあるか、主に私の解釈です。使ったことがないんで、証言ではないんですよ。文書の提出を求めたり報告を求めたりという権限があるこういうふうにして書いてあるんですよ。

文書の提出に関しては、実は地方自治法ができた以降に情報公開法ができちゃったんで、議員じゃなくてもこの百条委員会じゃなくても原則公開だから2週間待ったら誰でもほとんど出てくるんです。

今回の調査対象のやつも、特別秘密のやつないから誰でも吉元議員がやったように情報公開請求すれば2週間かかると出てくるんですよ。ただ我々は98条の第1項に基づいて委員会の決定があれば、この文書を提出してくれという要求ができますから、それはもう2週間とか期限ないよね。できるだけ迅速に提出してくれということが出来るから、それはそれで強力な権限なんですけど、もう一つ、このことに関して多分、町長だろうけど、この報告を求めることができるというのがある条文の中に。この報告を求めることができるというのは具体的にどういうことだろうか、これからは私の独自解釈です。

議会では一般質問等で聞くしかできないから、そのときに言い逃れられたらおしまいなんですよ。分かりませんかとかごまかされたら。だから3番の100条に基づく証人喚問は、記憶にございませんとか答えたくないですというのはぎりぎりあるかもしれないけど、嘘は言えないという強力な縛りなんですよ。

98条の第1項の報告を求めることができるという私の解釈は、私は散々情報開示請求してきて、「ない」って言われるんですよ、あるはずのものが。だから資料がないですって嘘つかれたら手も足も出せなかったんですけど、報告を求めることができるというのは、ないんなら調査して文書にまとめて、我々に報告しろよという権限だろうと私は思っているんです。

ですから、これは議員個人に与えられた権限ではなくて議会に与えられた権限ですが、我々委員会は議決により既に付託を受けていますから、ここの委員会で必要があるというふうに委員の過半数が議決すれば、資料がないやつでも一々証人を呼ばなくても、このことについて文書で報告しろって要求ができると思っているんですよ、98条の第1項に基づいて。

それで私が提案したいと思っていたのは、やみくもに証人をいきなり呼んで聞いてもらちが明かないと思っているんで、まずは98条の第1項に基づいて報告をまず文書で求めて、それで外堀を埋めていけばいろんなことが分かってくると思っているし、文書の報告を求めた上で、なおかつこれは直接聞かなきゃいけない、よく分からないってことを証人喚問で聞くって流れが、私はいいんじゃないかなと思っていて、いきなり呼んでも私も現段階では何を聞いていいのかわからないんですよ。

○委員長（武道 修司君） いや、それはそうなんですけど。

○副委員長（宗 裕君） ですから、今日の委員長と局長が作ってくれた中にはそこまで書き込まれてないけれども、その98条の第1項に基づく「報告を求める」ということで、まずは文書のやり取りで、いろんなことが固められて、しかも、それだと記録証拠が残るからちょっと

そこは、局長どうですか。

○事務局長（桑野 智君） 後でこれ説明します。ちょっと後で、資料請求……。

○副委員長（宗 裕君） これは資料請求ではないです。

○事務局長（桑野 智君） いやいやちょっとすいません。その部分も含めて、もう調査なんで、今ある情報開示請求のある資料を出すというのは、ちょっと意味が違ってくるんで百条委員会の場合は。だけどちょっとそこは後で説明させてください。

○副委員長（宗 裕君） 委員長一言言わせてください。

○委員長（武道 修司君） はい。

○副委員長（宗 裕君） 委員長の権限で求められるというのは、法律の98条の第1項の権限を使うのであれば、我々がここで議決しないと私は駄目だと思っていますよ。その権限を委員長個人に委任するという議決をしないと。

○委員長（武道 修司君） いいですか。あくまでも、これ私が請求するんじゃないんですよ。議長が請求するんですよ、請求は。

○副委員長（宗 裕君） その解釈も間違っていると思っています。決定権は我々にあります。議決で既に決定権を委託されていますから。形式的に議長の名前でしかないだけで、議長が決定権や意見をではなくて、ここで決めたことをそのまま議長名で出すしかないと思っていますから、決定権はここでしょう。しかも私1人じゃなくて、この6人でしょう。

○委員長（武道 修司君） はい。いいですか。あくまでも前提として委員会で協議し決定する。ただ、そのこの次の委員会の中でこの資料がどうしてもないと、次に話ができないよといったときに、またその委員会を何回も何回も開いて資料の確認で委員会開くとすると大変なんで、この資料がどうしても次の協議のときに要るんだというものがあれば、言っていなければ私のほうで、それは必要ですよという判断をすれば議長名で請求したらどうでしょうかという話なんです。一回一回会議しないといけないということであれば一回一回会議しますけど。

○副委員長（宗 裕君） いや、そのことに反対しているのではないんです。法的根拠に基づいて報告を求めているのと、法的根拠までには基づかずに我々がそう決めたから議長名でこれ出してねっていうのは、厳格に区別しないと何を根拠にやっているのかっていうのはきちんとすべきだと思っていますよ。98条の第1項に基づく文書請求だと、私は議決が必ず必要だと思っているから、今、委員長が言うとおりの委員会なんか開いていけないから98条の第1項に基づかない、だから我々本会議で行われている資料要求も法的根拠はあれないんです、どこにも。

ただ、議会がスムーズにいくように、どこの議会でも慣例として、「これ出してよね」ってお願いしたら首長の方も出してくれるっていう、あれ慣例なんです。法的根拠どこにもないんです。ですからこの委員会でも本会議の資料要求の同じように、法的根拠に基づかない資料要求はあつ

ていいと思うし、どんどん使うべきだと思っています。

ただ、法的要求に基づかない資料要求は、私も拒否されたことがありますけど、出せないよって言われることがあるんです。それはいいでしょう。ただし法的根拠に基づかないのは「出せないよ」はないですから、そこは厳格に区別すべきだろうって意見を言っているわけで、もちろん法的根拠に基づく98条の第1項を発動して報告を求めなくても、この資料要求で欲しいものが出てくればそれで結構です。というのを、ちょっといつも細かくて悪いですけど、そこを確認したいと言っているだけで、この4番の内容を否定しているんじゃないんです。これ厳格好きだから私もこうする必要があります。

○委員長（武道 修司君） 桑野事務局長。

○事務局長（桑野 智君） 事務局のほうなんですけど、私たちも一応執行部のほうに資料を議長名で文書を作成して最後提出するんですけど、皆さんの意見をまとめた分で請求させてもらえるほうがいいかなというふうには考えているんですけど。

○委員長（武道 修司君） だからそれをするとね、一回一回会議せないけんってなるって言いよるんよ。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 局長に確認しますけどね、議長名で執行部に出す文書も「地方自治法第100条に基づく証人喚問」と「地方自治法第98条第1項に基づく報告を求める」やつだと、ちゃんと議長の公文書に法律根拠を書くべきなんですよ、書かないとおかしいでしょう。

だけどその法律根拠を満たす要件を満たしてなければ、その法律根拠は書かずにこの資料を出してくださいという依頼文書・要求文書になるわけですから、公文書としては法的根拠があるかないかで書き方が全然違ってくと私は思うんですけど。

だから、それを見て向こう側も、これは法的根拠に基づくやつなのか、そうではない任意のお願いなのかって判断するわけですから、そもそも議長名で町長宛に出す文書の書き方そのものが違ってくると思っているの、そこは厳格に確認してやっていかないとまずいでしょう。つまり法的根拠に基づく資料要件の文書に法律の情報を書くの、法的根拠がないやつに法律は書けないの……。

○委員長（武道 修司君） 宗委員、ちょっといいですか。ここは今からするのは、理論を協議するとかじゃなくて、やり方だけなんで、基本的に町執行部のほうには「協力するように」ということ言っていて、全面的に協力しますということで、先日、副町長とも話をしています。担当職員にもそのような指示をするということにしていますので、その法的根拠に関係なく資料請求はしていきたいと思います。

それで「出せない」ということであれば、法的根拠を書いて再度請求を行う。それはあくまでもこの委員会で議決をして、その上で正式に法的に請求をしていくというような形になるかと思

います。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 4番の資料請求について、私たち委員に、しょってる委員会が回数なりかかるので、もし必要と認めた場合、そのときは委員長・副委員長で協議してください。委員長だけじゃなくて副委員長にも耳に入れてもらって、そこで資料要求するようにしたらいいんじゃないかなと思うので、多分そういうことじゃない、違う。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 田原委員の発言の前に委員長がまとめてくれたので、全く異論はございません。

まずは法的根拠に基づかないこの資料要求でやって、それで出てこないときはここできちんと議決して、これは法的根拠だからって言ってやるって、それが現実的だと思いますから、そういうふうの確認が取れば全く異論はございません。

○委員長（武道 修司君） いいですか。多分ない。協力するようにと言っていますんで、それ協力しないということになれば、こちらも強行的に行かないといけないということになるんで。

次に、資料提供、請求ではなくて……。

○副委員長（宗 裕君） すみません、ちょっとその資料で言い忘れたことがありました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 報告を求めることができるということを使うと、例えば私は課長さんにこういうアンケートを取って、それを報告してくれとかいう使い方もできているんですよ、こちらから。そのアンケートも職員全員とかになったら大ごとだけど、ここでこういうことは網羅的にアンケートで調査するのが望ましいということがあれば、これは課長にこの項目は聞こうと、その場合も記名と無記名があるから、その辺もここがここでこれは無記名にしたほうが正直な意見が出てくると思ったら無記名のほうがいいし、責任を持った答えが欲しいって言ったら記名のほうがいいし、アンケート調査ってのも私活用できているんで、そういう必要性ができたなら提案したいと思うので、ぜひ協議してください。

○委員長（武道 修司君） よろしいですかね。次に資料提供についてということで「報道関係者を含めて資料の提供は基本は行わない」というふうにします。これも全国的なというか、よその百条委員会もそういうふうにしているようです。

ただし、資料の提供が必要な場合は委員会で協議をし、報道機関等に「これ出してもいいよ」ということであれば出すというふうな形でいきたいと思います。だからむやみやたらに資料は外部には出さないということが基本ということで御理解ください。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それともう一つ、一応何というか、その調査が完了した後は情報公開条例に基づいて資料の提

出等は発生するかと思います。あくまで調査完了後ですね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 資料の提供というのはこちらから提供ですか、それとも、どちらの意味の提供ですか。

○委員長（武道 修司君） すみません。報道機関が例えば、今日話をして例えば傍聴に来ておつて、今日話していたその資料のコピーをもらえませんかとか言ったときは、やれる分なら全然いいんですけど、やれないものが多いだろうと思うので、基本的に提供を行わない。ただ、この委員会で協議をして、ああこれはもう報道機関にやってもいいんじゃないかというのであれば提供してもいいかなという、あまり難しい話じゃないんですけど。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） そしたら二通りあると思うんですよ。報道機関に関しては資料の提供は委員会で、その都度あれば提供する。逆にその証人の方から例えば資料を提供、こちらこのもらう場合に関しても、その委員会で協議するという事で受け取ることも可能ということによろしいですか。

○委員長（武道 修司君） それは逆に資料請求という形になるかと思います。

○委員（4番 田原 宗憲君） いろいろな場合が多分出てくると思うので、提供の意味が捉え方で2通りの意味になったので、だからそれをちょっと……。

○委員長（武道 修司君） 提供というのは、こちらから出すのが提供。向こうからもらうのは提供じゃない。向こうは提供するけど、うちは提供じゃない。

○委員（4番 田原 宗憲君） 分かりました。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） ここはみんなでやっぱり意思統一をしていかないと、個人の判断でバラバラに見せちゃいけないとまずいと思うので、基本は今、委員長がおっしゃったのでいいと思います。ただ、いつもくどくどごめんなさい。確認させていただきたいのは、ここに上がってくる全ての資料、また議事録は情報公開条例の対象でございます。ですから、どの時点でも誰でも情報公開請求ができます。

ただし、開示されるかどうかは、この場合は議長の判断になると思います。議長が情報公開請求といって、議長の考えだけではしないでしょうから、我々も相談はあるでしょうけど、仮にそういう事態になった場合。

私の考えですけど、調査が完了するまでは、それを理由にして公開はできないからといってそれはもう当然だと思います。逆に情報公開請求を受けたら、原則公開ですから、それは調査のためですから調査が完了するまでは公開しないのはやむを得ないと思いますけど、調査が完了してしまえば、非公開の理由は個人情報とか特別の秘密以外はそこは黒塗りになって公開に私はなると思っていますから、まずそれは共通認識として持つておかないと、調査が完了した後で我々の

発言一つ一つも当然公開される。

向こうから来た資料も個人情報とか秘密じゃないやつは公開される理解でよろしいですよ、ルールがそうだから。

○委員長（武道 修司君） そうですね、あくまでも調査終了後、情報公開条例に基づいて請求があれば、資料の提供は出さないという理由にはならないですよ。ただその中で非公開でというふうに議長なり執行部が判断したものに関しては、非公開というような形になるでしょうけど、あくまでも調査終了後の話ですから、基本が。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） あと資料の扱いなんですけど、百条委員会の名前で議長を通して入手した資料に関しては、今確認したとおりで当然だと思うんですけど、例えば今、吉元議員個人で情報公開請求して手に入れた資料に関しては、もう誰に公開してもいいからということで町長が吉元議員に渡したやつですから、それまで非公開ということはない、当然ないですよ。

○委員長（武道 修司君） それはここで決められないですよ。それを非公開、公開というのは。

○副委員長（宗 裕君） だから、それは吉元議員が自由に決めればいいんです。

○委員長（武道 修司君） もう個人で取っているの、その個人のを私たちが公開、非公開というわけでいかないんで。

○副委員長（宗 裕君） そうすると、裏技としては傍聴に来て、こんな資料があるんだって言ったら、その人が情報公開請求すればいいわけですよ。そうしたら手数料と2週間かかるけど、今回の案件の性質から言うと、それやれば大概のもの全部出てくるわけですよ。ですから、委員会としては公開できないし、しないって申し合わせをしましたけど、やろうと思えば情報公開請求すれば出てくるはずですよ。

○委員長（武道 修司君） そうですね。

○副委員長（宗 裕君） さらに言うと、いつも宗が暴走するからというんだけど、暴走する前に言っておきます。だから委員としては公開できないけど私が公開したければ、私が個人名で情報公開請求をして2週間待って町長決裁をもらったものを公開するのは、吉元さんが今思っているのと同じだから、何ら変わりはないってことですから、裏技的ですけど、それは問題ないですよ。

○委員長（武道 修司君） それは個人の話ですからね。

○副委員長（宗 裕君） 今それをやろうと思っているわけではないですけど、やりかねないから、あらかじめ申し上げました。もう一つ、資料ですけど、これその他でやります。

○委員長（武道 修司君） いいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。

○委員長（武道 修司君） それなら資料請求、資料提供についてはそのような形で進めていきた

いと思います。

5番目、その他、上記以外の会議の運営について、「疑義が生じた場合もしくは必要がある場合は委員会で協議をし決定をする」、これは当たり前の話ですけど、入れています。よろしいですかね。宗委員、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） はい。異論ないです。

○委員長（武道 修司君） 次、委員長からの報告で、私のほうから報告いたします。

現在、資料請求を、もう既に行いました。先日会議の中で全体像が分からないと協議のしようがないんじゃないか、多いただろうという今、「だろ」話で今、話を進めていっているんですけどね。

まず、全体像の数字が必要ではないかということで、事務局長のほうから議長名で執行部のほうに資料請求を今しています。その資料請求の内容なんですけど、もうあの数字をちょっと把握するのに、ちょっとどれもこれもするとボケてしまいますので、例えば鉛筆一本から請求をすると物品納入で全部大変なことになりますので、今から言います。この分について資料請求というか、するようにしています。

○副委員長（宗 裕君） ちょっと委員長、途中で悪いけど。それ紙もらえないのかな。

○委員長（武道 修司君） これちょっと全部のあれやってどうでしょうか。これだけ抜粋、取りあえず一回言いましょう。あとまた抜粋してちょっと資料作ったらできると思います。

施設修繕費、物品修繕費、施設管理委託料、保守点検委託料、業務委託料、工事請負費、維持補修工事、庁用器具費、機械器具費、それともう一個あったな、9項目について随意契約の総括、全体の数字がどれだけ今の項目全部分かれて、どれだけあるのか、それも総括の総括も当然ですけど、各課ごとに全部出してもらおうようにしています。令和4年、5年、6年、3か年で出してもらおうように数字をしています。各課全部と総括全部ですね。

それともう一つが、上位5者、上位5者に限定をした件数です。件数上位5者の名前、会社の名前とその会社がその件数でどれだけの金額を受け負ったかという金額まで出させていただくようにしています。

電算上の中で調べるとなると、ここが限度かなというところで、先日ちょっと総務課長ともお話しして、こういうふうな出し方が一番分かりやすいのかなということで今整理をしました。その資料が出てきた段階で、またこの部分の数字が欲しいという部分があれば、また作っていただくしかないのかなと。

先ほど宗委員から言われたように、通常の資料請求というのであれば、今ある資料を出すということなんですけど、こういうものはもうない資料になりますので、作ってもらって出してもらおうというふうな形になります。これが先ほど言ったように百条委員会の権限になりますので、情

報公開条例とはちょっと意味が違うところの調査権の発令というふうな形で御理解していただいているんじゃないかなというような形で、こういう風な資料が欲しいんだというものがあれば、実際可能か可能じゃないかも含めて協議をしながら、資料請求をしていくというような形を取りたいというふうに思います。

いつまで、いつぐらいだったかな、4日だったかな、（「結構かかる」と呼ぶ者あり）一応なるべく早くということではしていますが、来週末ぐらいまでかかるかなというような話もちょっとしていました。

電算のほうでというか、企画財政課のほうで、全部一遍で取ったほうが出るんじゃないかという話をしたんですけど、各課ごとで出してもらって、それを集めたほうが早いかなというふうなことも言っていましたので、とにかく早い方法で検討してやってくれということでは言っています。それが出れば全体像がなんとなく完璧じゃなくても、何となく分かるのかなというふうに思います。

あくまでも契約なんで1円から何千万円まで全て出てきますんで、ちょっとこれ数字が分かりにくいよねとか実際見たらいうものも出てくる可能性は、ちょっとあるのかなというふうに思っています。

先ほど言ったその項目について、必要であればまた後で説明をしますんで、終わってから。どっちにしてもその分で分けた部分で数字が出てくるということで御理解ください。それがまず1点。

それと、先日から吉元議員、田原議員のほうから上下水道、流入ポンプのことをよく聞かれています。その3台の流入ポンプを交換しているという部分で、その実際資料を吉元議員が取られている資料もあって、流入ポンプでちょっとその中身が分かりにくいという部分と、私がパッと見た感じでは金額が違うのかなというふうに、同じ場所で予備のものを買うのに、修理するとか交換するものと予備のものを実際金額が一緒なのかどうなのか、型番が一緒なのかどうなのかということで、今、型式、型番等を確認をしていただいています。ちょっとこれも先日の質問の中でこれが出ないと、ちょっと話、協議ができないかなということで吉元議員にも確認をしたら、ぜひこれはちょっと欲しいですということでありましたので、上下水道課のほうに資料請求をしています。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君）（ ）。

○委員長（武道 修司君） 吉元議員からいただいたものに関しては、「椎田北部浄化センター流入ポンプの交換について」ということがまず一点、それと「西高塚下水処理放流ポンプ購入について」というのが一点、放流ポンプと流入ポンプの違いはここあるかと思います。それと「北部浄化センター流入ポンプの購入について」ということで、ポンプ3台というような、ここがちょ

っとよく分からない部分で、とにかくそれを出してもらって確認をしたほうがいいのかなという、ちょっとこれだけ見ると全然何が何か分からないという金額も分からないという。だから取りあえずちょっと今後の協議の進め方もありますので、一つの調査のやり方としての参考にもなるかなと思ったので、ちょっとこのポンプの型番だけでも分かったほうがいいかなというふうに資料請求をしました。というのは私からの報告です。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 一応、吉元議員が請求した開示請求を100%私は信用していません。なぜかという、1回目請求したときの資料に例えば修繕とか書いているのもかかわらず、その後で修繕工事が出てきたりとかいうふうになるので、百条委員会が吉元議員の開示請求を信用してする、多分恐らくまだあるのかなという気持ちもちょっと自分の中であるんですが。

その前の築上町の元課長に年配の方なんですが、私ちょっと相談したんですね。その中で一番確実なのは会計課の支払いをしたものを見て、自分たちが開示請求したのを全部照らし合わせるというのはいろいろ大変なんでしょうが、会計課に請求をすれば一番早く分かるんじゃないかなと思って、それが一つと、今、私と吉元が一般質問した中で4、5、6というふうに決めています。今後、4、5、6にこだわらず前の年度の部分を資料として、全部調査するのは大変だと思うんですが、今から請求しとってしないと、日にちが多分かかるばかりであって、証人喚問とかもその資料を基に進めていかなければならないと思うので、日にちが多分厳しいのかなというふうに思うので、会計課のほうも資料要求なり書類として出してもらえれば、早く目を通せるんじゃないかなと思います。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 田原委員の意見が出たので、今日はちょっとこの話はしようかすまいか迷っていたんですけども、関連して申し上げます。

私も百条委員会としてではなくて、百条委員会が立ち上がってから議員個人として、あまり行けてないけど課長や係長にヒアリングには行きました。これは議員個人で行っているから答えられる範囲でいいから教えてくださいって言って、ヒアリングに行っております。

私がヒアリングに行ったのは……。

○委員長（武道 修司君） 宗議員、ちょっとすみません。ちょっとすみませんちょっと中断して悪いんですけど、取りあえず私からの報告についてそれで……。

○副委員長（宗 裕君） 今に関連するから、後で言わせてください。

○委員長（武道 修司君） 今のその2つの資料請求の状況について、何か御質問ありますか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） さっき先走ってごめんなさい。回答がまだ来ているわけじゃないのね、この2つ。

○委員長（武道 修司君） 来てないです。

○副委員長（宗 裕君） じゃあさっき書類が欲しいとか言ったけど、回答が来てからでいいです。それはちょっと私も勘違いしました。

○委員長（武道 修司君） よろしいですか。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） それに関連して、そういう資料の扱いですけど、全部コピーして我々に配るっていうのは現実的じゃないでしょう、一々全部。さっき言ったこれからそういうふうに問合せ、向こうから回答が来たりとか。

○委員長（武道 修司君） これ総括用というか数字で何枚くらいあるのかね、10枚程度か、各課とか全部合わせてみれば。（発言する者あり）総括が出てくるんで、それぐらいは配ってもいいかな、そうしないと全体像なんで、それはちょっとコピーして皆さんに配ろうかなと思います。

それとポンプの関係についても型番だけの確認なんで、これは資料配れるかなと思うんで配ります。ただ、この前、吉元議員が取られているようなああいう資料を全部コピーしてみんなに配るといふよりと到底ちょっとそれは無理なんで、その資料の扱いについては、その都度協議しながらやっていきたいなというふうに思います。そうしないとむやみやたらにコピーして紙の無駄遣いになってもいいといけないんで、はい。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） おっしゃる通りだと思います。ただ、その資料の扱いについての統一見解というのは今日話しくべきだと思っていて、私もこれから膨大な資料が積み上がる可能性があるんで、それを全て写しを取って委員全員に配るといふのは現実的じゃないと思っているんですよ。

ただ、我々委員がこの委員会に関連する資料が見られないってのはないと思っているので、この委員会に関連する資料は当然局長が議会事務局で全てファイルして保管するんでしょうけど、それは原則委員一人一人は全員閲覧できるという理解でよろしいですか。

○委員長（武道 修司君） もちろん。

○副委員長（宗 裕君） そしたらその次です。閲覧した部分のこの部分は私は写しは欲しいんだということも、それもオーケーという理解でいいですか。

○委員長（武道 修司君） オーケー。

○副委員長（宗 裕君） はい、委員長ありがとうございます。ということは、そうしたらもう委員長の判断でこれは配付するけど配付しないというものに関しては、いつでも議会事務局に行って見ることができるし、必要があれば写しを受けられるということであれば、私は全く異存はございません。

○委員長（武道 修司君） そうしないと全てコピーで配るといふわけにいかないんで、そういうような扱いで、私のほうから報告はいいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） ちょっと1時間が超えたんで、ちょっと一旦ここで1回10分ほどトイレ休憩しましょう。11時半から再開いたします。

午前11時20分休憩

.....

午前11時33分再開

○委員長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

次に、4番目に、次回の委員会の開催と協議内容及び調査内容についてということで進めていきたいと思います。

その後、先ほど宗議員のほうから意見があると言った、その他のほうで進めていっていただければと思いますので、いいですかね。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 大変申し訳ないんですけども、次回、何を調査するか、調査の方向性ということをその他で、私、申し上げたいと思っていたので、先にそれ入っていいですか。

○委員長（武道 修司君） 一緒にいいですよ。

○副委員長（宗 裕君） 今の時点で、2点思いつていることがあります。一つは先ほどの田原委員の発言について、もう一点は、そもそもこれは、吉元委員が膨大な情報公開請求したことから始まりましたから、それに関連して2点ほど言いたいです。

それで、田原委員、ごめんなさいね。先に吉元委員のことを取り上げます。

あれだけ吉元委員が膨大な情報公開請求したのがこの始まりで、私もちょっと見せてねと言って借りて、目は通しているんですけども、あまりにも膨大すぎて、私、数は多いのはよく分かるんですけど、全体像がいまだに把握できないんです。だから、どこから切り込んでいったらいいのか、どこを問題にしたらいいのか、どこを聞いたらいいのか全く分からないんで、前提としては、吉元議員が今持っている資料をできる範囲で我々が情報共有しないと、始まらないと思っているんですよ。

それでまずは、あの資料は、今のところは百条委員会が取り寄せた資料じゃなくて、吉元委員が個人的に入手した資料ですけど、ここで正式にあれを我々の共通認識として、吉元委員から提供を受けて、百条委員会の資料として活用するというのは当然のことだと思うんですけど、やっぱり一応、それは確認しておかないと。現時点では吉元委員の個人的資料ですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 私は、全然構いません。こういう委員会、前回、一般質問から議会に来るときは、常に誰から貸してくれ、見せてくれと言われてもいいようにずっと持ち歩い

てましたけど、もうちょっと手も痛いので、できれば預かっていただける環境であったりだとか、皆さんが共有できるような内容で保管できる、ないしは、どういうふうに扱うのが一番ベストなのかというのを話し合っていて、僕はそれでいいと思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） それで、局長、図書室の書庫というか書棚があるよね。その中に、鍵のかかる書棚があったんやなかったかなと思うんですけど。もしあれやったら、吉元議員の書類を提供していただけるのであれば、ファイルに全部閉じて、ファイルで内容が分かる項目を全部つけて、その書庫に直しておけば、誰が行っても見れる。

ただ、あくまでもその百条委員会のメンバーということが限定されますんで、鍵をかけていて、メンバーの方が見たいというときに、鍵を開けて図書室のほうから出しながら見るというふうな形を取ったらどうかなと思うんですけど。そうせんと事務局のほうに置くと言っても、事務局ももう置けんやろ、置ける。（発言する者あり）そのほうがいいかなというふうに思ってますけど、どうでしょうか。宗議員、いいですか。

○副委員長（宗 裕君） もちろん。

○委員長（武道 修司君） 吉元議員、いいですか。

○委員（13番 吉元 健人君） （ ）。

○委員長（武道 修司君） そのような形でちょっと協議をさせてください。

図書室の状況とかそういうのも、確認を事務局としながらやっていきたいと思えますんで、終わった後にまたしていきたいと思えます。それと、宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 今ので、この委員会の申合せとして、吉元委員の個人的な資料から提供を受けて、百条委員会の共通の資料になったと私は認識しているので、次の段階は、やっぱりこの話は、田原委員も一般質問で取り上げましたけど、田原委員も多分、吉元委員の資料を見てということだと思うんで、あの資料から始まっているわけですよ。

それでまずは、できる範囲であの資料を、全員が1ページずつ目を通すのは現実的ではないんで、できる範囲であの資料を分析して、吉元委員から一定の報告を私はお願いしたいと思っています。自分はそもそもここが気になっているとか、ここがおかしいとか思うのを、そこが議論の出発点だろうと思っていて、だって最初に言い出した人だから。いかがでしょうか。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） そのとおりだと思います。そもそも僕の疑問点の根本から言うと、町民の疑問点からの僕はスタートで、自分の認識と先輩である田原議員に相談したときの認識とで、こうやっていけばある程度、自分らが理解できるのかなという、本当に安易な気持ちで最初は開示請求を始めました。

やっっていくうちにやっぱり不信感、要は、各担当課の資料提出の開示請求を出した提出の内容が、どんどん日を増すごとに納得するんじゃなく、不信のほうに変わっていったのがまず一点。

もちろん僕、2年目の議員って多分皆さん御存じだと思いますし、それを踏まえて、総務の方3人がわざわざついてくれて、開示請求の出したい部分のヒアリングもしてもらった上で、一番最初の開示請求をさせてもらって。

田原議員から聞いていた内容であったり、町民の方から聞いていた内容であったりする部分の工事名がなかったり、そのもの自体が提出されていなかったところに気づいた点で追及すれば出てくるという、もう最悪なパターンに陥ったので、まずは一般質問で自分が納得できる範囲で、町民のほうに回答が出せれば、ここまではする思いは正直ありませんでした。

でも、日に日にすんなり落ちてこない部分がすごくあったので、やっぱり今の武道委員長をはじめ宗副委員長にも、自分の思い、もちろん工藤委員にも相談した内容があります。

その上で、やっぱりこれ、今の公正公平の部分をやろう上で、僕の中では絶対に宗議員から言われたように、どこがと言われると、全部がぼけて見える部分が正直あります、緊急性であったり公平性であったり。

じゃあ、吉元、どこが気になるかという、正直僕はそこの絞り込み自体もできていないぐらい莫大な数であったり、莫大な金額、件数、公平、緊急、いろんな部分で言えば、もう件数をファイルしていくと多分果てしない数になるようなイメージです。

そのイメージの中で、今回、百条委員会を設立させていただいて、その中でやっぱり先輩議員たちの知識、その辺をお借りしながら、一つでも多くの不透明な部分と、これは僕の意見になってしまうかもしれないですけど、その内容に対しての今後の町と市の改善とか提案とかいうところまで、通常の百条委員会じゃないかもしれないですけど、要は、随意契約の不透明性について、今回、百条委員会を立てているので、それについてのある程度の提案までが、僕はできたら一番ベストかなとは思っています。

正直、宗さんがこれをしろ、あれをしろと言うのでいうと、もう絞りきれないのが現状です。田原議員の中では何件か一緒に、もうほんと無理を言って、一般質問の前、3日間、4日間ぐらいは毎日夜、付きっきりで、僕が議案書等は全然見れないので、田原議員にお願いして教えてもらいながらやったのが現状なので、その辺は、先輩議員たちが資料も全部百条委員会のほうにお預けするというか、もう差し上げるので、皆さんで今後、時間のなかで、自分の取り組んでほしい部分は何件かあるので、その辺はちょっと精査して絞り込んで、また次のときまでにはまとめておきたいなとは思っています。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 田原委員。（発言する者あり）違う、次回の協議内容。百条委員会を

含めてでいいよ。

○副委員長（宗 裕君） 田原さん、今に関連していなければ先に言わせて。今の吉元さんから（ ）。

○委員長（武道 修司君） いいよ、もういい。

○委員（4番 田原 宗憲君） 吉元議員の意見を聞いて、莫大な資料が多分出てくると思います。これだけちょっと言っておきたいのが、全部の課を調査することはちょっと難しいのかなというふうに思います。

吉元議員の開示請求の資料を見た中で一番、住民生活課、それと上下水道課と産業課、これがおそらくメインと。あと2つが、学校教育課と都市政策課がちょっと目立つのかなと思うので、資料として、いろいろ総務課とかしたら多分件数とかなれば、電算関係とかが結構な件数になるんじゃないかなというふうに自分は思うんですが、最悪のときはどこかで絞らなきゃいけないので、参考に今の5つの課ぐらいが、ちょっと私の今時点で気になるところかなと思うので、そこを5つなら5つに絞って、上位5者なら5者で判断してもらって、そうすれば改善する箇所が多分出てくるのではないかなとは思っています。一応、意見として残しとってください。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 2人の意見を聞いて、私も意見を残しときたいので申し上げます。

まず、吉元さんがはっとすることを言ってくれました。調査するだけじゃなくて、私も一致点が見いだせれば、改善案を提言するとこまでいけたらベストだなと思います。委員会としてそこまでいけなくても、この委員会の結果を受けて、私が議員個人として改善案はぜひ提案したいなと思っているので、確かに問題点の指摘だけじゃなくて、改善案の指摘は重要だなとはっとしました。

それと今、田原議員が言ったここが重点的にとというのは、私も何となくそう思っておりまして、全体を詳細に見るのはもう物理的、件数的、時間的に不可能ですから、公平性とかいう観点からは、全体像もある程度把握しなければいけないけれども、重点的な調査は、ここを重点的にとやらざるを得ないというのは大賛成でございます。これはちょっと残しておきたい意見で言いました。

これからは、ちょっと具体的な次回に向けての提案を申し上げます。

まずは、吉元議員が資料を要求していろいろ思いがあるということですから、次回かその次ぐらいに、吉元議員からもうちょっとまとまった報告を私も受けたいと思うんですけど、今、吉元議員がもうどこから手をつけていいのか分からないという正直なお気持ちがあったんで、皆さん御存じかと思うんですけど、私、資料大好き人間で、もうあれも面白そうで、もう一枚一枚読みたくてたまらないわけでございます。

ですから、私から立候補しますけど、吉元議員に政治に関しては協力させていただきたいと思うんで、私も協力しますんで、吉元さん、もうちょっとまとまった意見が報告できるだけ早く、そこが原点だと思うんで、協力しますんで、ぜひもうちょっと具体的な報告をお願いいたします。

○委員長（武道 修司君） 吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） ぜひよろしくをお願いします。

資料的な部分はそうなると、すぐに図書室に入れなくなるけど、その辺は大丈夫ですかね。

○委員長（武道 修司君） 一応、図書室にというか、日頃持って回るのが大変ということやったんで、図書室にということですけど、例えば、宗議員がちょっともう今晚、家に持って帰ってずっと見たいというのであれば、それは事務局のほうに言っていただいて、外部に持って行っちゃいけないよとかいう扱いはするつもりはありませんので、なくさないように扱いをしていただければいいんじゃないかなというふうに思います。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 十分な御配慮です。ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） それで次回の……

○副委員長（宗 裕君） もう一つある。

○委員長（武道 修司君） 宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 先ほど田原委員が言った、会計課に全部あるんじゃないかというお話で、私も同じことを考えました。実は、会計課長のところにヒアリングに行きました。全部あるんですかと、会計課にどこまであるんですかと、こういう（ ）関連の事業。

それで、私も専門的知識がないんで、ざくっと私が理解した範囲を申し上げますけど、お金を、支払いを、振込依頼書を作って銀行に回すのは会計課の仕事みたいだから、その関連資料は全部あるみたいなんですよ。

だけど、起案書から契約書の全部があるわけじゃなくて、何か支払い命令書みたいなものが来たときに、支払い命令書に契約書全部じゃなくて、契約書の鏡かな、一部かなとか、最低限必要なものが写しが来て、それを内容を確認して間違いないですねということになったら、会計課長が判こをつけて振り込んでねと回してるみたいなんで、それは全部、処理が終わったら会計課で保管してますというふうに答えてくださいましたから、お金の出口の資料が全部会計課にあるのは、私も間違いないなと思いました。

それで、具体的にそれはどのようにファイリングされて、保管されてるのですかと聞いたら、支払日ごとにまとめてファイルして、最終的には書庫に行ってるという話だったんで、今、田原議員が言うのはもっともなんですけど、それをお願いするとすれば、エス・ティ・産業ごととかいうふうに分類されてるわけじゃないですから、全部の書類をめくって行って抜き出していけば全部あるんですけど、確かに。

それで、いざとなったら、それでも必要だから全数調査をして、抽出して、報告してくれというのはあるかもしれないけど、簡単にはお願いできないなど。私、ヒアリングに行っただけだから、お願いとかしてないですよ。どういう整理をされてるかを確認しただけですから。

それで、次に考えました。企画財政課の塩田係長に、うちの財務会計システムは何を使ってると聞いたら、日立のADWORLDというアプリケーションソフトを使ってると聞いたんで、インターネットで日立のホームページ見て、そのソフトの機能を調べたんです。そしたら、そのソフトは会計のデータベースの中から必要な情報をエクセルに出力して、いろんな行政事務に活用できますという項目があるのを見つけたんです。

それでその次に、昨日かな、塩田係長のところに行って、こういう機能あるよねと。だから、例えば、エス・ティ・産業の支払いだけ抜き出すのできるよねと、これコンピューターがやるんだから、大した手間かからないよねと言ったら、技術的にはおっしゃるとおりですって回答を得て。ただ、係長の判断でそれが出せるとか、出せないとか答えは当然できないですから、私は、技術的にできるのかどうかというのを聞いたら、それはできるという回答を得たんで。

しかも、細かい会計システムのデータベースにどこまでの項目が入っているのか、例えば、具体的な契約内容に関しては入っていたり、入ってなかったりらしいんですよ。だから、そこは詳しくヒアリングできてないんですが、私が聞いた範囲を解釈すると、一つはそのデータを出すときに、個人情報が含まれているから簡単には出せないって結論になったんです。

例えば、随意契約の支払いの全件を出せと言われた場合に、個人が相手先になっているところがあって、それは当然個人名が入ってますから、それを簡単に百条委員会ですから、外部には出さないということで出してくれということは可能であると私は思ってますけど、向こうとしては、個人名が入っているから簡単には出せないようなことを言うから、それはそれで分かるんです。だけど、今回はエス・ティ・産業ですから、法人名は通常、個人情報に当たらないんです。

だから例えば、エス・ティ・産業の支払いだけを過去10年間、どこまで遡れるか分かりませんが、過去3年分ぐらいの全てのエス・ティ・産業に支払った一覧を出せとかいうのは、技術的にはどうもできるみたいで、なおかつ、そんなに時間も事務の手間もかからないみたいで、その資料を紙で印刷されて出しても意味がないですから、エクセルのデータのまま出してもらえばいろんな分析ができるだろうなと思っているんで、その辺は私が1人で決めることではないんで、やっぱり全体像の把握が最初だと思っているんで、証人ではないですよ、参考人として塩田係長に来てもらって、その辺、具体的にどこまでできるのと意見を聞いて、要求するのがいいんじゃないかなと思っています。長すぎました。

○委員長（武道 修司君） すいません。それで今、宗さんが説明したように、データベースでそれを作っていくというので、今さっき言ったように、施設修繕費、物品費というその辺の9項目、

その中から上位5者、その件数と金額という抽出をしてもらうように今依頼をかけています。もし、またその中で、この部分をもう少し細かく抽出してもらいたいというものが出てくれば、それを再度かけていくという。

そしたら、まず、最初に我々がやらないといけないのが、まず、全体像でどれだけの契約件数があるのか、各課でどれぐらいの契約件数を持っているのか。その中で、エス・ティ・産業だけに関わらず、特定業者が偏ったようなやり方をやっているのかどうなのか、行政的に、公平公正でやっているのかどうなのかをまず分析をするということが、まずスタートかなと。

その後に、個別におかしい部分があったら、個別に何でそこが多いのかとか、そういう部分でやっていかないといけなくなってしまうんで、あくまでも、今、さっき言った資料は全体像をちょっと取っていますので、今、宗さんが言うように、システムからそうやって抽出していくということはできますんで、それはそれで、今後、やっていけばいいかなというふうに思っています。

それと、次回の会議なんですけど、むやみやたらに全体像の話ばかりしてもこれどうしようもならないんで、基本的に先ほど田原議員が言われたように、ある程度、次回はこの課、その次はこの課とか、ある程度、絞り込みながら、順番にやっていかないといけないのかなというふうには思います。

そうしないと、あっち飛びこっち飛びすると、話がもうちょっとわけ分からんことになってしまうんで、取りあえず、例えば上下水道なり、産業課なり、都市政策なり、どこかを一回抽出をして、それに関連する資料をざっくり皆さんで見て、ここがおかしいんじゃないかとかどうかというのは、ちょっと疑問をまず確かめるというところが必要かなと。

そうしていくと、全体像の数字とかが出てきますんで、その中で、やはり今まで資料で見ている数字が、全体像を見たらやっぱりそうだったんだよねとか、いやそうじゃなかったねとかいうことが分かってくるのかなというふうに思いますんで、ある程度どこかの課を絞ったらどうかなというふうに思います。

先日、桑野局長が、まちづくり振興課だったんで、先にヒアリングしたほうがいいのかなということで、吉元議員が持たれているまちづくり振興課を全てチェックをさせてもらいました。

そうしたら、件数も少なく、中にはちょっと9万9,000という数字の何か微妙だなというような伝票というかはありましたけど、3年間で大した件数がないという状況で、そこで公平公正があるかないかというのは、ちょっとと言えるような状況ではないなというふうな件数でしたので、まちづくり振興課のほうを調査するよりも、先ほど田原議員が言われたようなところから始めていったほうがいいかなというふうに思うんで、取りあえずちょっと次回、どこかの部分、一回ちょっとスタートしないことには、今、何となくのイメージでやっていってもちょっとなるんで、どこかの課、皆さんでここがとかいうところがあったらちょっと。吉元委員。

○委員（13番 吉元 健人君） 自分の考えだけで言うと、自分のユーチューブを見た限りでは、やっぱり上下水との答弁のやり取りが、曖昧な点がすごくあったので、田原議員のほうも見てもそういうところも感じましたし、上下水はお金の部分も違うじゃないですか。そういう部分もあるんで、最初に取りかかるのには、上下水から僕は入っていただきたいというか、そこから通常に落としていくほうがやりやすいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（武道 修司君） 先ほど宗議員からも、ある程度絞り込みをとという話もあったように、どこかでこれ絞り込まないといけないんで、今、吉元議員が言われるように、上下水のところをまず絞り込んで、そこの上下水の中でもまた疑問点を宗議員と相談しながら絞っていただいて、次回、上下水道の部分を中心に調査をしたらどうかなというふうに思います。

先ほど、私のほうから報告したように、上下水道課の流入ポンプ交換の関係の型番の部分も、多分それまでには資料が出てくるんじゃないかなというふうに思いますんで、次回、上下水のところを中心に協議をすると、調査をするということでよろしいでしょうか。田原委員。

○委員（4番 田原 宗憲君） 初め、今、資料を5者とかいうふうにしてるんですね。百条委員会が資料を求めても、14日とか決まりがあるんですか、14日以内に。

○委員長（武道 修司君） ないです。もう早急に。

○委員（4番 田原 宗憲君） 大体どれぐらいの日にちになっているんですか。

○委員長（武道 修司君） だから、その資料があるものはすぐにコピーしてできるだろうけど、作となったときに、今、特に電算の関係で、財政課で全部作るとするのは時間がかかるかなということで、各課に全部振り分けて、各課で全部作ったものを持ち寄ったほうが早いかなということで、昨日、鍛冶課長はそう言ってました。だから、ちょっとその早い方法でやってくれということで。だから、何日かかるかというのも、今、全然分からない状態です、今の資料がね。

○委員（4番 田原 宗憲君） 次回の上下水道課に関してということを行っているんだけど、その資料がそろったものに関して協議・調査するという方向でお願いしたい。そうしないと、一個一個分けていきよったら日にちがかかるばっかりなので、絞らんでも別にいいんじゃないかなとは思っています。

できた書類を毎回協議するようにお願いしたいんですけどね。そうしないと日にちがかかるばっかりだし。それから特定して、またそれから、その資料がすんなり出してくれればいいんですけど、事前に庁舎内で関係のある書類に関しては出す用意をしてくれてもおかしくないんじゃないかなと思うんですが、あくまでもこっちが、百条委員会が要望しないと、資料をそれから作るような、なるべく出したくないとかというふうに、ちょっと庁舎自体の中が自分は信用できないようになっているので。時間がないので、1個に絞る必要はないと思います。

○委員長（武道 修司君） 絞らんと話できんやろ。例えばね、上下水道の話しようかと思ったら、産業課の話をしてたりとか、学校教育の話をしよったりなんかすると、何の協議をしてるのという話になってしまうかなという。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 正直、進め方は私全く分からないんです。どういう手順でどこから攻めたらいいのかと。だけど何かしないといけないから、取りあえず委員長が今おっしゃってる方針というのは、委員長も悩みながら、取りあえずこれでというふうにおっしゃってくれてるんだと思うんで、田原委員の意見もよく分かるんですけど、取りあえずはもう委員長の采配に従って、始めてみないと分からないと思ってるんで。

ただ、その前に確認したいことが3点あります。

まず、必要があれば1回じゃないよね、上下水道課1回来てもらうのも、必要があれば。

○委員長（武道 修司君） もちろん。

○副委員長（宗 裕君） という前提であれば、取りあえず上下水道課でも、私、全く異論はないんで、必要があれば、何回でも来てもらうという確認でいいですよ。

その確認と、次の2点目の確認は……（発言する者あり）一発では終わらないと思ってるんですよ。一回聞いたら、これまた資料欲しいとか、もう一回聞きたいとかいうのは当然あるでしょうから。ただ、回数と時間に制限があるから、そこはどこを優先的にやるかというのはここで考えないといけないんですけど、1回呼んだら2回目と呼ばないということじゃなければ、取りあえず1回呼んで、聞いてみようじゃないかで、私は異論がないんですけど。

○委員長（武道 修司君） いいですか。ちょっと1回目というか、次回、上下水道の中身がある程度分析をして、それからじゃないと来てもらう意味がないと思うんですよ。（発言する者あり）そう、まず分析をして、今ある資料で上下水のところの問題点とか、課題とか、そういうものをちょっと1回チェックをかけて、集中的に、あくまでも上下の担当が来ると言っても、ある意味これは証人喚問なんで、証人として出頭してもらうという形になるかと思えます。

場合によっては、先ほど言った町長の報告という形の報告の部分に使うのかどうするのかというのは、ちょっと協議しないといけないと思うんですけど、先ほど田原議員が言ったように本当のことを言ってくれんやったらかなったら、報告やったら間違ってもいいんですけどね。

証人でしたときは、もうこれ嘘を言ったら偽証罪になるんで、それぐらいの位置づけのところをどうするかということでの出席を考えないといけないのかなというふうに思いますんで、それも踏まえて、次回は、あくまでも上下水道に絞って中身の協議をして、その次に呼んでという形になるかなというふうに思ってます。宗議員。

○副委員長（宗 裕君） おっしゃるとおりだと思うんですけど、私、本来は、これは情報公開したら出てくる公開された話なんで、公開された資料を根拠に基づいて疑問点を追求していけ

ばいいと思ってるんで。

やり方なんですけど、課長さんとかに来て話を聞くときに、全部証人喚問にする必要はないと思ってるんです。参考人で来てもらうって方式もあって、（ ）というのもありますから、証人喚問だと今日の資料にあるみたいに、手続とかいろいろ厳格ですから、取りあえずちょっと来て話聞かせてよという感じで、初回は、私、参考人で十分だと思ってるんで、ある程度絞り込めたときに、今度は証人で聞くからというような流れでいいと思ってるんで、いきなり最初から証人喚問だと、こっちも何を言うか分からんから、そういう理解でよろしいですよ。

○委員長（武道 修司君） だから、取りあえずそれを次回、協議をしたいなという。ちょっと今日の段階でまだ決められんし、実際、上下水道の中身をもう一回チェックしないと分からない部分もあるんでチェックをかけて、その疑問点を出して、その疑問点が出た段階で、参考人がいいんか、証人喚問がいいんかという中身が出てくると思うんですよ。これちょっと本当におかしいよねってときには、証人喚問でやらないといけないということになるだろうし。

○副委員長（宗 裕君） でも、参考人でも正式な議事録残る（ ）。

○委員長（武道 修司君） そうです。

という形で、次回の上下水道課をメインに調査を進めていきましょう。

次回の会議はいつでしょうか。いつでもできます、内容は内容なんで、今週でもやろうと思えばできます。（発言する者あり）上下水道は吉元君のあれがあるんで、吉元君と宗さんで分析をしてもらって、（発言する者あり）だから、先に宗さんと吉元議員で分析をもらって、（発言する者あり）大事な部分だけね。だから、そこはどれくらいでできますか、次回、会議は。今週末でも、来週でも、私はいいです。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 本当は一日でも早くやりたいから、明日までにまとめろと言ったら、明日までにまとめてやるのがベストだと思ってるんですけど、初回だから大変申し訳ないんですけど、週末を挟んでちょっと時間的余裕を頂いて、どこまでできるか、私と吉元さんもやってみないと分からないと思ってるんで、来週前半ぐらいにというふうにさせていただければ無難かなと。調子が出るとばんばんやれると思うんだけどと思っております。

○委員長（武道 修司君） そうしたら、ちょうど1週間後の7月1日の火曜日、今日と同じ火曜日はどうでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） ほかの議会関係の用事、使ってないですよ。

○委員長（武道 修司君） 7月2日が議会報告委員会があるんで、1日はまだ空いています。

30日までが一般質問の編集の締切りなんで、皆さん忙しいと思うんで、1日が一番ベストかなというような感じがしましたが、どうでしょうか。

○副委員長（宗 裕君） 月曜日はきついし、水曜日は議会報がありますからね。（発言する

者あり)

○委員長(武道 修司君) だから、取りあえず7月1日の10時からということで、火曜日、いいですか。7月1日火曜日10時、来週の火曜日、今日と同じ火曜日。

○副委員長(宗 裕君) 昼からの()はあるんじゃない、10時からだったら2時間やったら昼飯だから。

○委員(4番 田原 宗憲君) ちょっといろいろあれなんですけど、大体その1日の百条委員会の時間は、何時間ぐらいを予定しているんですかね。例えば、集中で一、二時間で終わることは、多分、自分はないのかなと思うんですが、徹底的にやるのであれば時間制限なくしてもらいたいのと、日中ちょっと自分も仕事をしているので、それになるべく合わせなきゃいけないので、なるべく出席はしようと思うんですが、だから1日かかるのであれば、もうびっしり時間に制限なくしてもらいたいんですよ。

場合によっては5時からでも、例えば、4時とかにお願いしたい場合も正直あるんですね、こればかりに、かからないといけないのは分かるんですが、なかなか出られないときと出れるとき、多分出てくると思うので、なるべく出席はしたいと思っています。

だから、先ほど言ったように上下水道をメインという言葉が委員長が言ったので、もし資料がほかのが先に出てきたら、それも目を通せるようにできるのかなというのを自分が。だから、1個にこだわったらほかのが今度できないんで、だから、一応メインという言葉が多分使ったと思うので、そういう意味でさっき言ったんですよ。

○委員長(武道 修司君) だから、先ほどの資料で全体像が早くできたよと言って、7月1日にもらえればこの協議もできるだろうし、この資料がなければ待たなければしょうがないとなるでしょう。

○委員(番 君) 1日はそれ、できてる可能性あるんですか。

○委員長(武道 修司君) 分かりません。

○委員(番 君) 可能性はないことはないんですか。

○委員長(武道 修司君) 4日ぐらいになるかなと言って。なるべく早くとは言ってます。

○委員(番 君) 分かりました。

○委員長(武道 修司君) だから、一応7月1日で、はっきり言って、私ももうどれだけ時間がかかるかとかいうのはもう全然方向はできないんで、午前中をめどにという形にはなるかと思えますけど、もし午前中でちょっと全然めどがつかないよといったときには、午後からも覚悟をある程度しとかなないといけないのか。

ちょっと1回目なんで全然分からないんで、調査に入るのが。今日はあくまでも前提の協議があれですけど、だから、次回は状況を見ながら判断をしていくということで御理解ください。

1回、2回やっていけば、何となくこれぐらいの時間でこういうふうな形でというような、目安が付きやすいかなという感じもしますんで、御理解をください。よろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） 委員長、7月1日火曜日10時からで決定ですね。

○委員長（武道 修司君） 決定です。

○副委員長（宗 裕君） 了解しました。

○委員長（武道 修司君） 後日、LINEで再度、事務局のほうから流してもらいます。工藤委員。

○委員（5番 工藤 久司君） 次回は1日に上下水道を主にとということでしたので、それは全然構わないんですが、資料をできれば上下水道に限らず、先ほど田原議員が言った住民生活課、産業課、学校教育課、都市政策課、これぐらいに絞ったほうがいいんじゃないかというのであれば、この辺りの資料も事前に頂けたら私は見れるから、取りまとめ的なものは吉元議員と宗議員でやってもらうんでしょけれど、そのたたき台は私たちにもあったほうが、そこはチェックしやすいと思うので。

○委員長（武道 修司君） だから、それはもうそこ置いとってもらって。

○委員（5番 工藤 久司君） なるべくなら、もう上下水道課に限らず、ほかのチェックをする課の資料もできれば、可能な限り頂きたいなと思って、内容は全然分からないので。

○委員長（武道 修司君） こんだけあるので、全部コピーはできないんで。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） 出来上がったものを委員長に目を通してもらって、許可を頂いてからということになると思いますが、工藤委員のおっしゃることは当然なんで、できるだけ簡潔に、枚数が多くならないように、事前配付の報告資料なんかを作れるように、吉元さんと私で努力はいたします。

おっしゃるとおりなんで、いきなりじゃなくて、事前に目を通してというのは当然だと思うので、頑張ります。（発言する者あり）その場で資料を見てから始めるんじゃ、時間の無駄ですね。

○委員長（武道 修司君） 取りあえず上下水道がちょっとあれなんで、その上下水道以外は、（発言する者あり）閲覧できるようにちょっとしておきましょうかね。

そしたら、その他で何か。宗委員。

○副委員長（宗 裕君） さっき3点って言ったんで、残り2点を申し上げます。

まず1点目、件数の多さ、件数の偏り、公平公正さということが一番大きなテーマでございますが、私、吉元議員の情報開示請求の資料を拝見したところ、手続上、ルール違反を犯している、ミス範囲かもしれないけどという、手続上問題があるようなところも多数発見したんですよ。ですから当然、件数の多さとか公平公正さと関係なく、この契約手続が適正かということも調査範囲という御理解でいいですよ。

○委員長（武道 修司君） もちろん。

○副委員長（宗 裕君） それ、あえて確認したかったんです。ありがとうございます。

それともう一つです。3点目、最後の確認です。

次回からは、一部秘密会になる可能性はあるけれども、聞かれたら、傍聴可能ですからぜひおいでくださいともう申し上げていいですね、私も聞かれてるんで。今日の流れから言うと、7月1日10時からと決まったから、関心があれば傍聴にぜひおいでくださいと言っちゃっていいんですよ。

○委員長（武道 修司君） 局長、いいよね。何か問題あるかね。

○副委員長（宗 裕君） いやだから、そう言うと、傍聴の手続の準備とかもしておかなきゃいけないから。（発言する者あり）

○委員長（武道 修司君） 証人のときはちょっと協議せないけんかなと思うよね。

○副委員長（宗 裕君） でも、次回証人ないでしょ。（発言する者あり）

だから、個人的に私が聞かれたとき、ぜひ傍聴おいでくださいでいいんですよ。今日聞かれたけど、まだ何も決まってないから遠慮してくださいと、私、答えてるんです。（発言する者あり）いやでも、それは局長が決めることじゃなくて、我々委員会で決めること。

○委員長（武道 修司君） いや、もちろんそうやけど、問題ないよね。（発言する者あり）ならオーケーです。

○副委員長（宗 裕君） ありがとうございます。

○委員長（武道 修司君） その他、もう一点何かあったような。

○副委員長（宗 裕君） いや、もう3つのうちの残り2つを（ ）、終わりました。

○委員長（武道 修司君） その他で、全体について何かありますか。いいですかね。

一番下にちょっとつけてます。証人の宣言ということで、「良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います」ということを宣言をしていただきます。

私のほうから簡単に、虚偽の証言は偽証罪の対象になりますということを言います。細かい説明まではいたしません。この下に書いているように、偽証罪が出た場合は、3か月以上5年以下の禁錮に処するということが、第100条の中にあります。

もう一つは、調査が終了する前に本人が自白したという場合があれば、私の勘違いでしたとか、そのとき、嘘言って申し訳ございませんでしたとか、自白した場合は、告発をしないことができるというふうになりますので、例えば、あまり影響のないものであれば告発する必要性はないかなというふうに思いますけど、調査に大きな影響が出てくるようなところで故意的にやったとかなれば、見逃すか、見逃さないかというのは、また委員会で協議をするというふうな形になるのかなというふうに思っています。というところが、偽証罪の話ですということです。

では、全体を通じて何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（武道 修司君） ないですね。

今回は、7月1日火曜日10時からということで、場合によっては、午後からもあるというぐらいの気持ちでちょっといてください。ちょっとやってみないと分からないので、よろしく願いをいたします。（発言する者あり）ちょっと次回はお昼を準備してもらおうということでよろしいですかね。

○副委員長（宗 裕君） お願いします。

○委員長（武道 修司君） そうしないと。もし午前中で終わってもお昼を食べて帰るということで、弁当のほうをよろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回特定業者との随意契約に関する調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時18分閉会
